

長浜市民庭球場
ネーミングライツパートナー

募 集 要 項

令和6年7月
長浜市市民協働部文化スポーツ課

目 次

1	ネーミングライツの募集の趣旨	1
2	募集する提案内容	1
3	応募資格	2
4	愛称の条件、表示等	3
5	ネーミングライツパートナーの特典	4
6	ネーミングライツパートナーの選定方法等	4
7	ネーミングライツ導入に伴う費用負担	5
8	ネーミングライツ料の活用	6
9	リスク負担	6
10	契約の解除	6
11	応募手続	6
12	問い合わせ先	9

【参考】

申請様式	10
------	----

1 ネーミングライツの募集の趣旨

長浜市では、市が所有する施設に企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価を得ることにより、本市の新たな歳入を確保し、施設の安定的な管理運営や、サービスの向上などに役立てるとともに、ネーミングライツパートナーによる社会貢献の場を提供します。

2 募集する提案内容

（1）募集する施設

- ① 名 称 長浜市民庭球場
- ② 所 在 地 滋賀県長浜市公園町 10-57（豊公園内）
- ③ 施設概要 竣工 平成 27 年 10 月、敷地面積 10,649.4 m²
ガーネットサンド入り人工芝テニスコート：16 面（うち 10 面は夜間照明設備あり）、練習コート：1 面、観覧席：3920 席、クラブハウス、器具庫
- ④ 指定管理者 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
代表者氏名 理事長 江畑 仁資
指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

⑤ 利用時間

施設名／期間	4 月 1 日～10 月 31 日	11 月 1 日～3 月 31 日
長浜市民庭球場	午前 6 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時

⑥ 休業日

施設名	休業日
長浜市民庭球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

※利用時間、休業日については指定管理者の提案により変更となる場合があります。

- ⑦ そ の 他 令和 7 年 4 月に全 16 コートの人工芝張替え等の工事を完了しリニューアルオープンする見込みです。

（2）利用実績

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
30,253 人	41,888 人	32,552 人

J R 琵琶湖線長浜駅から徒歩 5 分程の距離に立地し、東京、名古屋、大阪等の都市圏からのアクセスは、J R 東海道新幹線米原駅で乗換、新快速・普通列車利用 3 駅約 10 分の好立地であることから、学生・社会人を問わず全国規模の大会が毎年開催されており、60,000 人程度の年間利用を目指しています。また、2025 年 10 月に開催される第 79 回国民スポーツ大会／第 24 回全国障害者スポーツ大会においてソフ

トテニス競技会場に決定しているため、同大会開催中には全国から競技関係者をはじめ多くの観客が来場される見込みとなっています。

大規模大会による会場利用実績は、別添資料のとおりとなります。

(3) ネーミングライツ料

- ① 希望金額 1,500,000 円（年額）
- ② あくまで目安となる金額であり、希望金額を下回る提案による応募を行うこともできます。
- ③ 消費税および地方消費税を含んだ年額での提案としてください。
- ④ 契約時期が年度途中からとなる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。

(4) 契約期間

希望契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) その他注意事項

契約期間中において、対象施設に改修の必要が生じ、施設を閉鎖する場合（ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、閉鎖している期間中のネーミングライツ料を減額するか、場合によっては、愛称を表示する期間を変更することがあります。

3 応募資格

市有施設等のネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人及びその他の団体であって、以下の業種及び事業者は除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- (2) 役員等（当該事項に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委託された代理人を含む。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者の損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を使用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められる者

- (7) 長浜市の定める基準による指名停止又は入札参加停止措置を受けている法人等
- (8) 直近の1年間に国税又は地方税を滞納している法人等
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等
- (10) その他市長が適当でないと認める法人等

4 愛称の条件、表示等

(1) 条件

- ① 施設などの名称に、企業名、商品名、企業ロゴマークなどを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、選定委員会において審査を行います。
- ② 募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- ③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで（概ね 1 年）、市のホームページやパンフレットなどに、条例上の名称を併記する場合があります。
- ④ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

(2) 表示箇所等

- ① ネーミングライツパートナーが新たに看板などの設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。
- ② 施設の愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページ等とし、別途協議の上、決定することとします。また、備品類に愛称の表示が可能なものは、別途協議の上、決定することとします。
- ③ 施工の範囲、実施時期及び内容については、市及び関係機関と協議の上決定します。なお、屋外に設置する看板等の広告物については、長浜市屋外広告物条例第 6 条第 2 項で定められた第 1 種地域に該当し規制対象となる場合があるため、デザイン案を作成した段階で調整が必要となります。
- ④ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ⑤ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市及び関係機関と協議の上、変更可能なものについてのみ対応することとします。

5 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーの特典は次のとおりとし、その権利は契約期間内とします。

- (1) テニスコート利用チケット（1面1時間 75回分）。
- (2) クラブハウス内の展示スペース及び空きスペース等を企業のPRの場として2㎡程度使用できるものとします。ただし企業PRの場は、ネーミングライツパートナーが設営することとし、内容については市の審査があります。
- (3) ネーミングライツパートナー契約期間中は長浜市ホームページ内に「バナー広告（月額10,000円）」を1枠掲載できます。
- (4) 契約期間後に継続して契約を行う場合は、原則として優先交渉権があります。

6 ネーミングライツパートナーの選定方法等

(1) 優先交渉権者の決定

- ① 優先交渉権者の選定に当たっての審査基準は【長浜市民庭球場ネーミングライツパートナー審査基準】とし、この審査基準に基づき、選定委員会において総合的に審査し、最高得点をつけた委員数が最も多い順に、優先交渉権者及びその順位を決定します。応募者が1者のみの場合でも、選定委員会において市のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。ただし、優先交渉権者として選定されるための最低基準は、審査項目の合計点数の6割とし、最低基準に満たない場合は失格とします。
- ② 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者とします。
- ③ 合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

※優先交渉権者…応募者のうち、ネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

④ 審査項目、審査ポイント及び配点

長浜市民庭球場ネーミングライツパートナー審査基準

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ ・地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合	20
ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性、相対評価	40

経営の安定性	・財務状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力	10
契約期間	・契約期間の妥当性、相対評価	10
地域貢献への考え方や実績等	・地域貢献や文化スポーツの振興等に対する理念、活動実績及び、今後の計画	20
合計		100

(2) ネーミングライツパートナーの決定

選定委員会の結果をもとに、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定します。ただし、合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、第2順位以下の法人等と協議を行います。

(3) 選定結果の通知

応募者全員に対し、優先交渉権者の決定の可否について、選定委員会を開催した日から、原則1か月以内に文書で通知することとします。

(4) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間、その他の情報を広報紙、市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表します。

(5) 契約の締結

- ① ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。
- ② ネーミングライツ料の納入時期その他契約の詳細については、協議の上決定します。

7 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツパートナーの費用負担は、以下の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

【費用負担区分表】

区分	負担者
建物、敷地内の看板等の表示及び表示変更	ネーミングライツパートナー
敷地外の道路案内表示板以外の案内看板等の表示および表示変更	
既存の封筒等事務用品の名称変更にかかる費用（上限5万円）	
契約期間終了後の原状回復	

契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	作成する者
-------------------------------	-------

- (1) 施工の範囲、実施時期及び内容については、市及び関係機関と協議上決します。
- (2) 屋外に設置する看板等の広告物については、長浜市屋外広告物条例による規制対象となる場合があるため、デザイン案を作成した段階で調整が必要となります。また、長浜市屋外広告物条例において許可が必要な場合は、別途許可申請手数料が発生します。
- (3) ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市及び関係機関と協議の上、変更可能なものについてのみ対応することとします。
- (4) 現指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料及びネーミングライツ導入に伴う費用は、指定管理に係る管理経費に含まないものとします。

8 ネーミングライツ料の活用

ネーミングライツ料は、施設の維持管理のために活用します。

9 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

10 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーの要件を欠くこととなったとき、又は要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるときや、市の判断により対象施設等から除いた場合、市は決定の取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

11 応募手続

- (1) 選定スケジュール

区分	日程
募集要項の配布	令和6年7月25日(木)～9月6日(金)
質問の受付	令和6年7月25日(木)～8月20日(火)
質問書への回答	令和6年8月23日(金)
申請書類の受付	令和6年8月23日(金)～9月6日(金)

選定委員会による審査・選定	令和 6 年 9 月頃
候補者との協議	令和 6 年 9 月～10 月
契約の締結	令和 6 年 10 月
施設表示の変更	契約締結日～令和 7 年 3 月

(2) 募集要項等の配布

下記配布場所の他、市ホームページからもダウンロードできます。なお、郵便での配布は行いません。

配布期間：令和 6 年 7 月 25 日（木）～令和 6 年 9 月 6 日（金）

配布場所：長浜市市民協働部文化スポーツ課執務室（市役所本庁舎 3 階）、
長浜商工会議所、長浜市商工会、長浜市民庭球場クラブハウス、長浜市民体育館

配布時間：文化スポーツ課執務室、長浜商工会議所、長浜市商工会

平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

長浜市民庭球場クラブハウス、長浜市民体育館での配布時間は各窓口までお問い合わせください。

(3) 質問書の受付

受付期間：令和 6 年 7 月 25 日（木）～令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 5 時 15 分まで

※持参の場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

※上記期間内に質問がなされない場合回答しません。

提出先：長浜市市民協働部文化スポーツ課

提出方法：質問書の受付は、持参、FAX（0749-65-6571）又はEメールによるものとします。

FAXの場合は、送信後確認の電話を文化スポーツ課（電話 0749-65-8787）へお願いします。

(4) 質問書への回答

上記（3）により提出された質問に対する回答は、全て市ホームページに掲載します。掲載時期は、令和 6 年 8 月 23 日（金）を予定しています。

(5) 申請書類の提出

① 申請書類

(ア) ネーミングライツパートナー応募書（様式第 1 号）

(イ) 提案概要書（様式第 2 号）

(ウ) 誓約書（様式第 3 号）

(エ) 役員一覧（様式第 4 号）

(オ) 法人概要書（様式第 5 号）

- (カ) 印鑑登録証明書
- (キ) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (ク) 定款又は寄付行為（原本証明が必要）
- (ケ) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、その他これに準ずる書類）
- (コ) 法人税、消費税、法人市民税、固定資産税及び地方消費税に未納がないことを証する書類（直近1年度分）
- (サ) 委任状（様式第6号）

② 提出部数

正本1部副本5部及びCD-R若しくはDVD-RでPDFファイルを提出してください。

ただし、上記①の（カ）、（キ）、（ク）及び（コ）については、正本1部副本1部のみを提出してください。

なお、証明にかかる書類は、証明書交付日から3か月以内のものとします。

③ 申請書類の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和6年8月23日（金）～令和6年9月6日（金）

受付時間：持参の場合 午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送の場合 募集期間の最終日の午後5時（必着）まで。

※受付期間や時間を過ぎての受付は行いません。

受付場所：長浜市市民協働部文化スポーツ課

提出方法：申請書類は、受付場所まで持参してください。書類を確認の上、受領します。《簡易書留郵便等の郵送も可とします》

④ 留意事項

（ア）複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限ります。

（イ）情報の公開

申請書類は、情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

（ウ）費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として申請者の負担とします。

（エ）その他

- a. 広告代理店を通じて応募する場合は、委任状（様式第6号）を併せて提出

してください。

b. 応募及び契約締結に必要な費用は、全て、応募者の負担とします。

c. 提出書類などは、関係機関等に意見を聞く目的で使用することがあります。

d. 提出書類に使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

1 2 問い合わせ先

長浜市市民協働部文化スポーツ課

住 所：長浜市八幡東町 632 番地

電 話：0749－65－8787

F A X：0749－65－6571

メール：bunspo@city.nagahama.lg.jp

様式第 1 号

年 月 日

長浜市長 あて

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名



長浜市民庭球場ネーミングライツパートナー応募書

「長浜市民庭球場ネーミングライツパートナー募集要項」の規定に基づき、下記のとおり応募します。

記

契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料 提 案 額	年 額 _____円（消費税含む） 〔 _____年 間 合 計 _____円（消費税含む）〕 ※消費税率に変更が生じた場合は、それに応じて金額を変更します。
愛 称 案	※市民の理解が得られるような（ふさわしい）愛称を提案してください。
愛 称 案 の 提 案 理 由	

長浜市長 あて

提案概要書

団 体 名
所 在 地
代 表 者

㊞

選定の際の参考とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献、文化スポーツ活動等に対する支援の実績及びネーミングライツへの熱意や法令等遵守の取組状況等についてご記入ください。

その他ネーミングライツに関するご提案等がありましたら、自由にお書きください。

なお、関連資料がございましたら、適宜添付してください。

コミュニティや地域貢献、文化スポーツ活動等に対する支援実績及び今後の考え方

ネーミングライツへの熱意（本市や地域に対するメリット等）

その他

誓 約 書

私は、長浜市が実施する長浜市民庭球場ネーミングライツパートナーへの応募にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 長浜市民庭球場ネーミングライツパートナー募集要項 3 に規定する応募者の資格を満たしています。
- 2 応募資格の確認のため、長浜市が警察当局へ照会されることに同意します。
- 3 応募資格の確認のため、長浜市税の納付に関する資料を閲覧されることに同意します。

年 月 日

長浜市長 あて

団 体 名

所 在 地

代 表 者 名

㊞

役員一覧

年 月 日

長浜市長 あて

所在地

法人名

代表者名

㊤

以下記載事項に相違ありません。

役職名	(ふりがな) 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	〒	明・大・昭・平 年 月 日

(備考)

- 1 該当する性別・年号を○で囲んでください。
- 2 本様式には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

法人概要書

年 月 日現在

法人名	
代表者職・氏名	
所在地	〒
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	正社員（正規職員） 人／その他 人 合 計 人
理念 活動目的等	
主な事業内容	
事業の主な特色・ 実績等	
担当者連絡先	氏名： 部署・役職： 電話： FAX： メール：

注 1 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

注 2 各項目の幅は適宜調整してください。

委 任 状

令和 年 月 日

長浜市長 あて

(委 任 者)

法 人 名

所 在 地

代表者名

⑩

担当者 氏名

所属部署名

電話番号

私は、下記の者を代理人と認め、「長浜市民庭球場」ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

1 受任者（代理人）

法 人 名

所 在 地

代表者名

2 委任事項